

後期高齢者医療制度からのお知らせ

■今年は、後期高齢者医療被保険者証が7月と9月に2回届きます

1回目▼7月中旬ごろ郵送

○「みず色」の被保険者証

○有効期間は、令和4年8月1日から令和4年9月30日まで。

2回目▼9月中旬ごろ郵送

○「だいたい色」の被保険者証

○有効期間は、令和4年10月1日から令和5年7月31日まで。



▲1回目は「みず色」です



▲1回目は、7月中旬ごろに「うすいみどり色」の封筒で郵送します



▲2回目は「だいたい色」です

■令和4年10月1日から、一部負担金の割合が変わる人がいます

制度改正に伴い、医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合が、これまでの「1割」、「3割」に新たに「2割」が加わります。

これまで「1割」だった人も一定以上の所得があると「2割」になる場合があります。

◆「2割」になるかどうかは8月下旬ごろから確認できる予定です。

「2割」に関する問合せ（7月から）▼

群馬県後期高齢者医療

広域連合専用コールセンター

☎027-3331-9133

■「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」の交付について

保険医療機関などで提示すると、医療費の支払いが自己負担限度額までになります。

認定証の交付をすでに受けている人で、引き続き次の条件を満たす人には、申請手続を省略し、被保険者証と一緒に郵送します。

○一部負担金の割合が「1割」の人
世帯全員が住民税非課税の場合は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、入院時の食事代が減額になります。

○一部負担金の割合が「2割」の人
申請の必要がなく、被保険者証の提示だけで、医療費の支払いが自己負担限度額までになります。

○一部負担金の割合が「3割」の人
同一世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合は、申請により「限度額適用認定証」が交付されます。

■保険料の納付について

①普通徴収（納付書・口座振替）の人
・7月中旬ごろ保険料決定通知書をむらさき色の封筒で郵送します。

②特別徴収（年金天引き）の人

・8月上旬ごろ保険料決定通知書を圧着ハガキで郵送します。

③普通徴収と特別徴収両方（併徴）の人
・7月中旬ごろ保険料決定通知書をむらさき色の封筒で郵送します。

■令和4・5年度の保険料率が変わりました

(1)均等割額(変更前) ↓ 変更後) 43,600円 ↓ 45,700円

(2)所得割率(変更前) ↓ 変更後) 8・60% ↓ 8・89%

(3)年間上限額(変更前) ↓ 変更後) 64万円 ↓ 66万円

■軽減後の均等割額が変わります

(1)7割軽減(変更前) ↓ 変更後) 13,080円 ↓ 13,710円

(2)5割軽減(変更前) ↓ 変更後) 21,800円 ↓ 22,850円

(3)2割軽減(変更前) ↓ 変更後) 34,880円 ↓ 36,560円

各制度改正の詳細については、群馬県後期高齢者医療広域連合のホームページ、または新しい被保険者証と一緒に郵送される冊子をご覧ください。